

上落合東部地区まちづくりガイドライン

概要版

上落合東部地区まちづくりガイドラインとは、『まちづくり構想』に示された“安心して住める・住み続けられるまち”の実現を目指してつくられた本地区独自のルールです。

本地区の防災面や生活面の課題に対し、本ガイドラインでは「くらしのルール」と「建物の建て方のルール」に分けて9つのルールを記載しています。

住民同士が気持ちよく住み続けていけるように、本ガイドラインのルールを守っていただけますことを切にお願い申し上げます。

令和2年2月 上落合東部まちづくりの会



くらしのルール

1 ごみ捨て



- ◆資源・ごみは、収集日を確認して適切な方法で出してください。

2 庭木等



- ◆敷地から張り出さないよう、庭木の手入れは適度に行ってください。
- ◆道路上には、植木鉢等の通行の妨げになるものを置かないでください。

3 自転車等の駐車マナー



- ◆自転車等(※)を路上に駐車せず、敷地内の自転車置き場等に停めてください。
- ※自転車等とは、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。

4 空家



- ◆お持ちの建物が空家の場合は、近隣の方に配慮した適切な管理をしてください。

建物の建て方のルール

1 集合住宅



- ◆集合住宅を建築する際は、十分なごみ置き場と自転車置き場等を設けてください。
- ◆集合住宅には、近隣住民に管理者の連絡先がわかるよう看板等を設置してください。

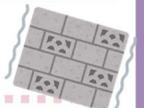
2 ゆとりある敷地の利用

- ◆敷地を分割したり建物を建てる際は、可能な範囲で隣棟間隔を確保できるよう、ゆとりある敷地の利用を心がけてください。

3 建物の外観等

- ◆建物の外壁や屋外広告物の色彩は、周辺のまち並みや住環境に配慮したものとするよう心がけてください。

4 塀などの工作物



- ◆道路に面するブロック塀等は災害時の倒壊による事故を防ぐため、できるだけ低くしてください。
- ◆道路に面する塀は、フェンスや生け垣等の軽い素材を使用してください。

5 電柱



- ◆電柱が通行の妨げとなっている場合は、可能な範囲で電柱を通行の妨げとならない位置に移設するよう、近隣の方や管理者と相談してください。